若年者地域連携事業の実施に係る協議会設置要領

１　趣旨

平成15年６月に取りまとめられた「若者自立・挑戦プラン」に基づき、都道府県において設置している、地域による若年者のためのワンストップサービスセンター（通称「ジョブカフェ」）において、都道府県の強み・特色を生かして若年者地域連携事業を実施することを基本としており、本事業を効果的に実施するため、協議会を設置することとする。

２　協議会構成員

協議会を構成する委員については、労働局及び都道府県の参画を必須とし、その他都道府県教育委員会等関係者の参画については任意とするが、幅広い委員構成とすることが望ましいこと。

３　協議事項等

本協議会においては、次の（１）から（３）までの事項について協議を行うこととする。

1. 次事業年度において実施する事業内容の選定について
2. （１）により選定した事業内容に係る目標の設定について
3. 前事業年度に実施した事業の目標に対する実績の評価について

　　また、本協議会は、毎年11～12月頃に（１）及び（２）に係る協議、翌年５月初旬頃までに（３）に係る協議を行うため、原則年２回開催することとするが、この他必要に応じて開催することもできるものとする。

４　秘密の保持

　　協議会の構成員及び協議会に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。